

茨城県バイオマス活用推進計画の概要

計画策定の目的

バイオマスは持続的に再生可能な資源であり、エネルギーや製品として利用することで、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の防止や資源の有効利用による循環型社会の形成に寄与するものであるため、その活用の推進を加速化することが求められています。このため、本計画を策定し、県内に豊富に存在するバイオマスの活用推進を図ります。

計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

バイオマス活用の現状と目標

(トン/年)

バイオマスの種類	現状(H27)				発生見通し(H32)		目標(H32)		
	賦存量 (湿潤重量)	賦存量 (炭素換算値)	利用量	利用率	(湿潤重量)	(炭素換算値)	利用量	利用率	
廃棄物系	家畜排せつ物	2,853,000	170,239	162,123	95.2%	2,908,000	173,520	164,093	94.6%
	下水汚泥等	2,571,947	19,753	7,407	37.5%	2,608,432	20,033	11,246	56.1%
	食品廃棄物	71,633	8,865	7,279	82.1%	69,556	8,608	8,006	93.0%
	製材工場等残材	297,000	130,769	95,105	72.7%	324,000	142,657	108,930	76.4%
	建設発生木材	132,300	58,252	53,673	92.1%	132,300	58,252	57,087	98.0%
	道路・河川等の刈草・剪定枝	10,816	3,922	2,812	71.7%	11,168	4,050	3,068	75.8%
未利用系	農作物非食用部	621,111	177,824	174,756	98.3%	591,642	169,387	166,507	98.3%
	林地残材	479,000	210,904	39,891	18.9%	464,000	204,299	59,441	29.1%

バイオマス活用の現状・課題

- ① 本県のバイオマスの賦存量は、湿潤重量で全国平均の約1.6倍となる、7,037千t(炭素換算値781千t)もあり、バイオマスが豊富に存在
- ② バイオマスは県内全域に「広く薄く」存在しているうえに、その種類によって発生地域に偏りがある
- ③ 一部のバイオマスについては福島第一原子力発電所事故以降、放射性物質の影響により利用率が低下

種類別の現状・課題

- ア. 家畜排せつ物**
- ・「家畜排せつ物法」により適正に管理され、利用率が高い
 - ・一部地域では堆肥生産が過剰となっており、域外流通が必要
- イ. 下水汚泥等**
- ・放射性物質の影響により、利用率が低迷
 - ・汚泥の燃料化等へのさらなる有効利用が必要
- ウ. 食品廃棄物**
- ・「食品リサイクル法」により発生量等の国への報告が義務化
 - ・発生の抑制と有効利用の両面からの対策が必要
- エ. 製材工場等残材**
- ・森林資源は本格的な利用期を迎え、供給可能量が増加
 - ・木質バイオマスエネルギー等へのさらなる利用促進が必要
- オ. 建設発生木材**
- ・「建設リサイクル法」に基づき適正に処理され、利用率が高い
 - ・燃料利用からマテリアル利用へのさらなる有効利用が必要
- カ. 道路・河川等の刈草・剪定枝**
- ・発生量の約8割を刈草が占め、堆肥としての利用が多い
 - ・放射性物質の影響により、剪定枝の農業用利用に制限
- キ. 農作物非食用部**
- ・ほ場へのすき込みが多いため、さらなる有効利用に向け利用方法の転換が必要
- ク. 林地残材**
- ・発生量が多いものの、林内に残置されているため、効率的な収集及び運搬が必要

目標達成のための取組方針

- ア. 関係者の意識醸成 イ. 利用方法の多様化
ウ. 多段階利用の促進 エ. 地域の主体的な取組の促進

バイオマス利用促進のための方策

- ア. バイオマスの利用に対する県民等への理解の促進
イ. 効率的な利用システムの構築推進
ウ. 市町村バイオマス活用推進計画等の策定の促進

種類別の推進方策

- ア. 家畜排せつ物**
- ・家畜排せつ物の堆肥化と利用のさらなる推進
 - ・家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進
- イ. 下水汚泥等**
- ・資源化による有効利用の推進
 - ・汚泥再生処理センターの整備の促進
- ウ. 食品廃棄物**
- ・食品廃棄物の削減・再生利用の推進
 - ・食品廃棄物の特性に応じた有効利用の推進
- エ. 製材工場等残材**
- ・木質バイオマスの利用に向けた機械導入への支援
- オ. 建設発生木材**
- ・適正な分別解体と処理のさらなる徹底
 - ・建設発生木材の再資源化の徹底 等
- カ. 道路・河川等の刈草・剪定枝**
- ・刈草の有効利用の推進
 - ・剪定枝の有効利用の検討
- キ. 農作物非食用部**
- ・すき込みから堆肥化への転換促進
 - ・耕畜連携による畜産利用の推進
- ク. 林地残材**
- ・運搬コスト削減のための基盤整備
 - ・利用に向けた機械導入への支援 等

関係者の役割分担・連携

バイオマスの活用推進には、発生、収集、変換及び利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要であることから、多様な関係者が目標を共有し、適切な役割分担のもと、密接に連携しつつ積極的な取組を展開することが必要

- (1) 県 : 広域なバイオマス活用体制の構築・市町村間の連携促進, 情報提供, 関係者の意識醸成
- (2) 市町村 : 計画的な利活用の推進, 関係者の合意形成や体制整備, 情報提供, 施設の整備・運営等に対する支援
- (3) 県民 : バイオマス活用の意義の理解, 資源の有効利用, バイオマス活用の取組への積極的な参加・協力
- (4) 事業者 : 資源の有効利用, バイオマス活用の取組への積極的な参加・協力